

April  
2025

特定非営利活動法人  
ピースデポ  
http://www.peacedepot.org/  
Email office@peacedepot.org

第 32 号

# ピースデポ 脱軍備・平和 レポート

〔講義録〕



## 2024 年度第 5 回「脱軍備・平和基礎講座」 パレスチナの人びとの平和的生存権と日本の役割

清末愛砂

- ・初めて訪ねたガザ
- ・10・7をどのように考えるか
- ・占領と封鎖の歴史と現在
- ・ガザ封鎖の現実
- ・北海道パレスチナ医療奉仕団での活動
- ・日本国憲法における平和的生存権
- ・イスラエルのガザ攻撃と国際法秩序
- ・ガザの被害状況とジェノサイド条約
- ・国際司法の動き
- ・おわりに～日本の役割

## ピースデポ代表に就任して

鈴木達治郎

《ユース・ムーブメント～核兵器をなくす私たちの取り組み》第 5 回  
ジェンダーの視点から核兵器廃絶を目指す  
——多様なユースのかかわり方を模索する

徳田悠希

〔特別寄稿〕残された課題

——日本被団協は、なぜ国家補償を求め続けるのか

足立修一

〔報告〕2025 年度防衛予算に関する 2・18 防衛省交渉

——ミサイル配備とイージス艦の建造に多額の費用

木元茂夫

トピックス

- ・2025 年の「終末時計」、過去最短の人類滅亡まで残り 89 秒
- ・核軍縮をめぐるトランプのイニシアチブと中国、ロシアの反応
- ・馬毛島の工事—計画の杜撰さが明らかに
- ・イスラエル、停戦合意破りのガザ攻撃再開

連載 全体を生きる (54)

反トマ運動の始まり (3) 核チェック

梅林宏道

平和を考えるための映画ガイド

子守唄を歌う子、死に歌を歌う子——『太陽の帝国』

日誌 2025 年 1 月 16 日～3 月 15 日

# ピースデポ代表に就任して

鈴木達治郎

この度、4月1日付で、ピースデポ代表に就任させていただきました。鈴木達治郎です。長い歴史を持つ伝統ある市民団体として、以前からその活動には高い敬意と関心を持って注目してきました。その団体に、この度縁あって代表として就任することになり、身の引き締まる思いです。

私は、大学で原子力工学を専攻しましたが、修士課程から米国マサチューセッツ工科大(MIT)で「技術と政策」プログラムに移動し、そこから一貫して技術政策、とくに技術が社会に及ぼす影響と、原子力と核兵器との関連に取り組んできました。2010年1月から2014年3月末まで、民主党政権下で政府の原子力委員会委員長代理を務め、その間に東京電力福島第一原子力発電所の事故を体験しました。これが原子力発電のもつリスクへの考えを根本的に見直すことにつながり、その後は「原子力発電に依存しない社会」を目指すべきと考えが変わりました。また、福島原発の廃炉・復興はもちろんのこと、核のゴミ問題や、核燃料サイクル問題など原子力がこれまでもたらしてきた「負の遺産」への取り組みを最優先すべきと主張してきました。

2014年4月から2025年3月まで、長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)の教授として、核軍縮・不拡散問題に取り組んできました。梅林初代センター長の後をついで、二代目のセンター長として4年務め、その後もRECNAのスタッフとして、主に北東アジアの非核化プロジェクトや、核弾頭・核物質のデータベースを担当してきました。また、個人的には、戦争と核兵器の根絶を目指す科学者団体「パグウォッシュ会議」の活動にも参加してきており、今年1月には執行委員会委員長という役員にも就任いたしました。他には、国際核物質専門家パネル(IPFM)の共同議長、アジア太平洋リーダーシップネットワーク(APLN)の諮問会議メンバーや、最近では国連軍縮研究所(UNIDIR)のシニア・フェロー就任など、核軍縮問題には広く従事してきております。

その中で、今最も重視している課題は、「核抑止」と「核の傘(拡大核抑止)」という、核兵器の存在を正当化している理論とどう戦い、それに代わる安全保障政策をどう構築していくか、という問題です。世論調査をみても、核廃絶には賛成だが、当面は「核抑止や核の傘が必要」と考えている人が多数、というのが現実です。特に、ロシアのウクライナ侵攻後は、核兵器の脅威が強調され、80年続いてきた「核のタブー(不使用)」がいつ壊れるかもしれない、という状況にあるため、核兵器の使用を防ぐために「核抑止」が必要との考えが、多くの人たちに共有されてしまった感があります。

どうすれば、この状況から脱却できるか。これが今、私の最大の問いであり、おそらく「ピースデポ」のメンバーの方々も感じておられる共通の課題ではないでしょうか。

先日、核兵器禁止条約(TPNW)の第3回締約国会議に初めて参加する機会を得ました。そこで、本気になって核兵器廃絶を目指す政府の代表、専門家、そして市民社会の人たちと同じ場で交流することができたのは、大きな経験でした。なかでも、科学諮問グループ(SAG)の活躍ぶりには大変感銘を受けました。今回TPNWは、従来の「人間の安全保障」という観点からのみならず、核依存国との対話を進めるべく、あえて「国家安全保障」という観点からも核兵器の問題を取り扱うことを決め、とくに「核抑止論」に正面から取り組むことになりました。その中で、「科学的根拠」に基づく分析を重視することになり、SAGの役割が非常に重要となりました。中でも注目したのは、SAG座長のジア・ミアン博士の発言で、「核兵器をなくすためには、それを支えている社会構造そのものの変革が必要だ」というものでした。すなわち、核兵器を支える社会構造、具体的には法制度、産業組織、研究開発機関、教育機関など、あらゆる社会要素を根本的に排除する必要がある、という画期的な考え方でした。この考えは、80年続いてきた核兵器を支える社会構造への挑戦であり、極めて野心的な目標ではありますが、確かに核兵器をなくすにはそれだけの「社会革命」を必要としているのでしょう。まさにパラダイム・シフトを起こすことを意味しています。

振り返って、現実の社会ではトランプ政権の外交政策が、別の意味でこれまでの国際秩序を次々と破壊しています。北東アジアでは、中国や北朝鮮の核の脅威に対抗して、日韓米の軍事同盟がますます強化されつつあります。このままでは、核抑止の強化が更なる核軍拡を生み出す「悪のサイクル」が拡大していく可能性が大です。北東アジア非核兵器地帯を一つの手段として、地域の平和と安全保障を確保するという、ピースデポがこれまで取り組んできた活動をより一層充実させなければいけません。それが「核抑止に依存しない安全保障政策」の確立に貢献することは間違いありません。

厳しい安全保障環境にあるからこそ、「核抑止」という「誤謬の理論」(TPNW政治宣言)に挑戦することが必要です。その中で、専門家としてまた市民社会の一員として、「ピースデポ」の力がますます求められています。微力ではありますが、皆さんと一緒に、この厳しい状況のなか、核兵器と戦争の根絶を目指して、取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

## [ 講義録 ] 2024年度第5回「脱軍備・平和基礎講座」

# パレスチナの人々の平和的生存権と日本の役割



清末愛砂 (室蘭工業大学大学院教授)

本稿は、9月21日に行われた2024年度第5回「脱軍備・平和基礎講座」の記録をもとに編集部が抄録を作成し、講演者である清末愛砂さんの校正を得たものです。ますます流動化するパレスチナ情勢に向き合う上で、重要な視点を提起されているように思います。(編集部)

みなさんこんにちは。憲法学が専門で、普段は大学で憲法や基本的人権論、平和学の授業を担当しています。その私がなぜパレスチナに関わってきたのかを最初にお話をして、あとは法学研究者としてどのようにパレスチナを見るのかという話をしたいと思います。私はパレスチナの地域研究、いわゆる中東研究をしている人間ではないので地域研究の視点から不十分な点があるかもしれません。

2000年末に初めてイスラエルの占領下に置かれているパレスチナを訪問しました。私が大学院生だった時代です。私はキリスト教の影響が強い環境の中で育っており、キリスト者として長く生活をしています。その聖書の中の歴史観、あるいは教会の中に流れるイスラエルに対する感覚・印象というのは総じて非常に良いものがあります。私もイスラエルの建国が実は入植植民主義の1つの形態だという認識を全然持っていませんでした。

## 初めて訪ねたガザ

ガザの南部最大の町ハンユニスを訪ねたとき、可愛い子どもたちにわーっと囲まれました。そこで間に入ってくれた大学生にイスラエルの占領の実態を自分たちで学ぼうと思ってやってきたのだと説明したら、彼の親戚が最近イスラエル軍によって殺害されたのでその遺族の家に連れて行ってあげると言われ、そのままついて行きました。家に入ったら女性たちがイスラエル軍によって殺害された子どもの写真を持って座っていました。この家族が住んでいるハンユニスの難民キャンプは、広い入植地群とちょうど接していました。イスラエルが入植地をガザから戦略的に撤退させたのは2005年のことで、2000年末当時ガザにはイスラエル軍の入植地がまだありました。少年は入植地に向かって届くはずもない石を投げようとしていました。その瞬間に入植地の入り口を守っているイスラエル兵に

ですから、「ユダヤ人」国家としてイスラエルという国が誕生したということ自体を比較的喜ばしく思っていたという背景があります。

一方で、1987年のインテファダというのは、私がちょうど高校生になるぐらいの時のことで、はっきり覚えています。それで、どうしてパレスチナではイスラエルに対して抵抗する人たちがいるのだろうかという疑問を持っていました。やはりイスラエルによる施策が抑圧的なものなのではないかぐらいの感覚を持って現地に行きました。占領しているということ自体は法学を学んでいる学生ですから分かっているので、その実態をきちんと自分の目で確認しようと思ったのが2000年の末でした。それ以降、現在に至るまで私は国内外でパレスチナ支援に関わることになりました。そういう決意を現地でするわけです。



ガザ地区ハンユニスの難民キャンプで (2000年12月)



ガザ地区のネーヴ・デカリーム入植地で (2000年12月)

銃で心臓を撃ち抜かれて殺されてしまいました。この少年の親友も同じことをちょっと前にして殺されていました。

届くはずもない石を投げようとした少年が兵士によって撃ち抜かれ殺されても、その兵士の責任が問われることすらない、「自衛」や「防衛」の名の下で正当化されるという不条理に対して私は非常におかしいと思いました。これが私の中では大きな経験になってパレスチナ支援に向かうわけです。根本的に自分がキリスト教の世界で理解をしていたことが間違っているのだということを強く認識をする場になりました。

翌日だったと思いますが、ガザに入るゲート、北部のエレッツというところがイスラエルによって閉められたという話を聞き、ガザから出て東エルサレムに戻りたかったのですがどうするのか考えていたときに、パレスチナ人から入植地に行けばそこからエルサレムに行けるはずだと言われました。入植地に入るのはちょっと怖いと思った

## 10・7をどのように考えるか

昨年10月7日にハマス主導の越境攻撃がイスラエルに対して行われたとき、私は札幌にいました。私が所属している北海道パレスチナ医療奉仕団という団体は、年に一回現地に行って医療支援活動や子どもの教育支援をやっていました。10月末からガザを含む現地に人を送るということで事前報告会を札幌でやっていました。ちょうどその時に事件が起きたのです。毎日新聞の当時のエルサレム支局の特派員の方に講演をお願いをしていたのですが、時間が近くなっているのになかなか連絡がつかないのでおかしいと思ったら、その方から戦争が始まったという連絡が団長のところにありました。それを聞き、いつものことかなと一瞬思ったのですが、どうやらちょっと事態が違うということで慌ててアルジャジーラを見たところ越境攻撃だというのが報道されるぐらいのときで、大変なことになったと思いました。

イスラエルは100倍返しのような「報復」をするだろうと思ったわけです。その時に自分たちがいかに被害

なのですが、大丈夫、自分たちはよく働きに行っている、と言われて行ってみました。ゲートのところで兵士に何しに来たのかと言われ、エルサレムに戻りたいと言ったら入れてくれました。

この入植地の中の様子というのが、それまで私が訪ねていたハンユニスの難民キャンプのパレスチナ人の生活と180°違い、大変衝撃を受けました。私が見ていた難民キャンプはトタンの屋根で、イスラエル兵が夜になると入植地から撃ってきたりすることで銃痕がたくさんありました。入植地に入ると、芝生に水がスプリンクラーで撒かれていました。ガザでは友人の家に宿泊をさせてもらったりしていたのですが、大変な水不足を強いられていました。パレスチナ人には深く井戸を掘って綺麗な水を得ることが認められないので、塩っぱいベタベタの水を使うしかないので。シャワーを浴びてもベタベタの水で、水の分量を使いすぎないようにすごく気を遣っていました。ですから、このネーヴ・デカリーム入植地で芝生に水がダーっと撒かれていることに驚愕し、まさにこれが占領者の側の生活だということを思い知らされました。

パレスチナ人の抵抗に対するイスラエルの過酷な弾圧が現在まで続いています。パレスチナ人を単独で抵抗させるような状況に追い込むことで、パレスチナ人がより殺されていくこととなります。それであれば、国際連帯の活動として、例えば現地で要請されるのであれば現地に行って活動する、あるいは、現地を離れて自分の足元で抗議行動をしたりするなど、何らかの形で支援活動に関わろうと思いました。そして気がつくと24年が経っていたということになります。

を受けてきているのか、そしていかにパレスチナの人たちが「テロリスト」なのかということをも猛烈な勢いで訴えてくるだろうと思いました。そしてその結果ガザの人々が地獄を味わうだろうと思い、絶望的な気分になったのですが、その時の絶望的な気分は今考えるとまだまだだったのかもしれない。

イスラエルの「報復」は、21世紀の現在、なかなかないレベルの、国際法違反をはばからない攻撃であり、それが今なお続いています。それを庇う国があるということも法学研究者としては見逃しておくわけにはいきません。その前に、まずガザが占領下にあるということを書いておきたいと思います。占領はもう終わったのだ、入植地も撤退したしイスラエル軍もいなく撤退したのだから占領下じゃないという人がいます。インターネットの世界だと、ガザは単に周りを囲まれてはいるけど、イスラエルの占領下ではないという人がいるのですが、それは法的には間違っています。つい先日の国連総会でも

ガザを含む被占領地から1年以内にイスラエルは撤退しなさいという決議が取られています。ガザが占領下にあるというのが国際的な認識として正しいことです。さらに占領下にあり、かつ2007年以降封鎖されてきたのです。その占領下で封鎖されている中で、西岸・東エルサレムと同様に、ガザはまさにアパルトヘイトの被害に遭ってきたという事実を理解しておく必要があります。

イスラエルという国は、パレスチナ人を追い出したり、虐殺をしてできた国ですから、その歴史的事実をきちんと見ないで、昨年の10月7日から始まると考えると歴

## 占領と封鎖の歴史と現在

イスラエル建国の少し前からの歴史に簡単に触れておきます。19世紀の欧州における反ユダヤ主義やナショナリズムの高揚がシオニズムというイスラエルの建国思想を生み出します。そのシオニズムに沿ってイスラエル建国が1948年に行われ、その過程でたくさんのパレスチナ人が故郷を追われ、たくさんのパレスチナの村が物理的に消されていきました。それが48年のパレスチナ人の故郷の喪失です。当時のアラブ人の人口は130万人と言われていて、そのうち70万から80万の人たちが難民になりました。ガザは、その故郷を追われた人たちが避難を強いられた行き先の一つでした。

イスラエルの統治支配はアパルトヘイトです。アパルトヘイトはアパルトヘイト防止条約2条で明確に定義されています。1つの人種的集団が他の人種的集団に対する支配を確立し及び維持し、ならびに体系的に他の人種的集団を圧迫する目的で行う諸々の非人道的行為ということになります。非人道的行為は1つだけではないのですが、少なくともこの目的ははっきりしています。イスラエルがパレスチナに対する支配を確立しそれを維持し体系的にパレスチナ人を圧迫する目的で過酷な支配をするということになります。

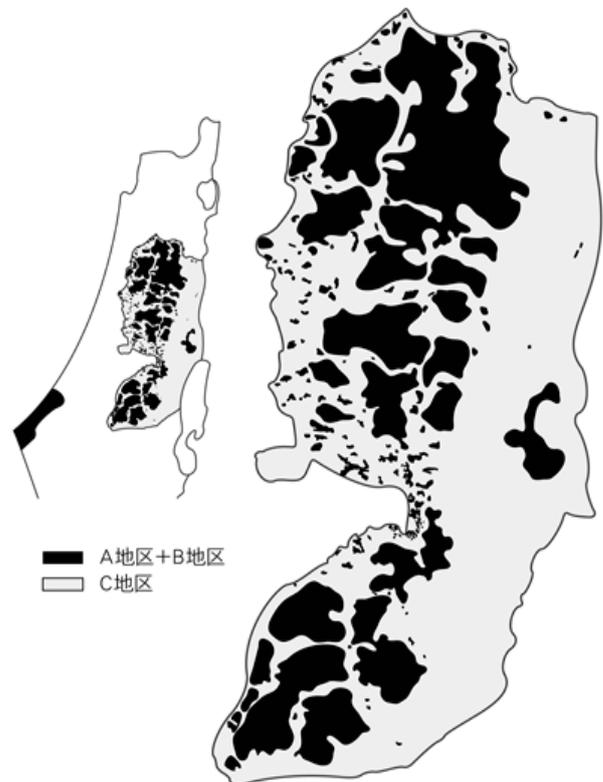
イスラエルは1967年に東エルサレムを含むヨルダン川西岸とガザを占領下に置きます。ただ占領下に置かれたという言い方だけをすると抽象的な感じがしますが、ベースにあるのは分断と隔離です。過酷な管理統制を行うことでパレスチナ人の自己決定権を一方的に否定しています。日常生活のあらゆる側面がイスラエルの過酷な占領政策によって規定されていく。つまりパレスチナ人1人1人の自己決定ではどうにもならないあらゆる側面が占領によって全部決められていくのです。「構造的暴力」という発想をきちんと持つことが非常に重要です。

これは占領下のヨルダン川西岸の現状を示す地図です。地図の左下の部分、シナイ半島に向かう真っ黒のところはガザです。右側はヨルダン川西岸で、白い中に黒い島がたくさんあります。この黒い島は、オスロ合意の下でパレスチナ自治区とされる場所です。A地区は、行政権、治安権ともにパレスチナが持っており、B地区

史修正主義者になってしまいます。昨年の10.7の越境攻撃を、国際法の文脈で植民地支配に対する民族自決という観点から考えてみると、ハマース等のやり方はともかく、植民地支配に抵抗するという意味での抵抗権の行使という側面は認めざるを得ません。ただしハマース主導の越境攻撃のやり方が、国際法上何も問題がないかという、それは違います。民間人に対する攻撃、とりわけ民間人をガザに連れて行ってしまっている点は、国際法上許されない戦争犯罪になります。しかし抵抗権の行使という観点は忘れてはいけないと思います。

は、行政権をパレスチナが持ち、治安権をイスラエルが持っている地区です。A・B地区合わせたところがこの島になっています。白いところは行政権も治安権ともに完全にイスラエルが握っています。西岸の6割が白いところ。西岸のA地区B地区というのは島になっている。まさに分断してその中に閉じ込めるように統治をしているわけです。白いところにパレスチナ人が住ん

### ◆ヨルダン川西岸の現状



A地区：行政権、警察権ともにパレスチナ (ヨルダン川西岸の17.2%)  
 B地区：行政権がパレスチナ、警察権がイスラエル (同23.8%)  
 C地区：行政権、警察権ともにイスラエル (同59%)  
 (オスロ合意に基づく区分け。割合は2000年のデータによる)

著作者：現代企画室『占領ノート』編集班／遠山なぎ／パレスチナ情報センター

でないわけではありませんが、本当に無権利な状態で常に追い出される対象になっています。

このA・B地区に住んでる人たちは隣のA・B地区に行こうと思ったらイスラエルの検問所を通らずには行けません。つまり移動の自由が大幅に制限されていることをはっきり示す地図であるわけです。

具体的にはこういう形で分けることができるかと思えます。東エルサレムは、ヨルダン川西岸地区やガザの人々に比べると永住権を持っているという意味では、移動の自由があります。ただ、一定の期間離れてしまうと住居も取られてしまいます。また、凄まじい家屋破壊の被害に遭っています。パレスチナ人が新しく家を建てたり、改築したりしようと思ったら、エルサレム市から建築許可を取らなければいけないのですが申請しても許可は出ません。ユダヤ系のイスラエル人には出ても、パレスチナ人には出ない。許可なしにやってしまうと違法家屋ということになって物理的にブルドーザーで壊されていきます。パレスチナ人からするといつまで経っても許可を取れないのが分かっているから建て始める、するとそうなるってしまうわけです。

イスラエル人の入植者たちがユダヤ人は元々この家に住んでいたと言ってパレスチナ人が住んでる家を取り上げようとする場合があります。その時に、全部ではないけども、ユダヤ人入植者が書類を偽造して、裁判所で昔ユダヤ人が住んでいたと言わんばかりのことを主張して

それを認められることさえあります。実際に、それによって今住んでいるパレスチナ人が追い出されています。家屋を破壊したりして追い出しをしたりあるいは入植地群を広げたりすることでユダヤ人の人口の優位化を図るためのユダヤ化政策をしているわけです。

ヨルダン川西岸はの6割はC地区でたくさん入植地があります。水が豊かで緑が多いところです。いい土地なのでそこには入植地がたくさんあるわけです。2005年のガザから入植地が撤退したときに、入植者は実はヨルダンとのちょうど国境地帯にあるヨルダン渓谷に新たに入植地を作って入っていったりしました。C地区は、入植地、検問所や道路ブロック、そしてイスラエルがヨルダン川西岸に入り込む形、つまりパレスチナ人の土地をたくさん奪う形で作っている隔離壁によって細分化されています。

ガザは2007年以降、封鎖をされています。ガザの周りはフェンスや壁で囲まれています。ゲートがいくつかあり、イスラエルの都合に合わせて閉めたり開けたりすることができます。手の中にガザの人たちをコロコロ転がすような形で支配することが可能なわけです。人々の移動と物流を制限することで、ガザのパレスチナ人のライフラインは完全にイスラエルに握られていきます。封鎖による強制収容所です。ガザの人々の首を徐々に閉めて死に至らしめる窒息作戦だと思います。

## ガザ封鎖の現実

昨年10月7日の激しい攻撃以降は、露骨な民族浄化作戦に変わったと思っています。それは元々機会があればやりたかったことであり、昨年10月7日は、ちょうどイスラエルにとっていい機会になっているわけです。人々を追い出すための1つの名目が立ち、今に至るまでなかなかありえないようなレベルの大規模な軍事攻撃を一方的に行っているということになります。

ガザの住民の約7割は1948年のイスラエル建国の過程で故郷を追われた難民です。この非常に長期間続いている強制収容所の存在を可能にしてきたのは、イスラエルだけの問題でなく、それを支えてきた国際社会です。

イスラエルは生活の営み自体を不可能にすることがどうすれば可能なのかということを経験的に練って、開発を妨害し、封鎖策を取ってきたと思います。住民の多数が貧困線以下の生活を送っていて、国際機関からの援助を頼ることなくして生活ができない状況に追い込まれています。

これが長年続いてきました。若者にとっては大学で学んで卒業しても仕事も何もないというパターンが多く、非常に屈辱的です。若者の6、7割が失業していると言われますから、そういう状況からは将来に対する希望が全然見えない。だからかつては聞いたことがなかったの

ですが、ガザで自殺する若者が出るようになってきたのです。それを聞いて、この占領はどれだけ人を追い込んできたのかと思わざるを得ませんでした。

それから水不足、燃料不足、電気不足の問題もあります。元々水源が限られていることに加えて人口が多いなど、いろいろな問題があります。加えてこれはすごく占領に関係するところですが、生活排水を綺麗にしたり、あるいは飲み水としてきちんと使えるようにしたりするとすれば当然下水処理場というものが稼働しないとどうにもならないわけです。下水処理場はあっても燃料がなかったら稼働しませんから、燃料の搬入を大幅に制限してガザにちょっとしか入れなくなると、下水処理場が動かなくなるのです。下水処理場が稼働できないので結果的に汚水をガザの海に垂れ流さざるを得ませんでした。ですのでガザの海はものすごく汚れているのです。発電所は2機あるのですが、1機はもう攻撃で壊されているので実際1機しかありません。燃料がなければ発電はできませんから電気を他から持ってくる。イスラエルから売ってもらうしかない。ですので、10.7以前から計画停電で4時間ごとに切れるというような生活をガザの人たちは強いられていました。



ガザ地区ラファの難民キャンプのクリニックで (2022年)



ガザ市内のホテルで (2019年)

## 北海道パレスチナ医療奉仕団での活動

10.7 以前からガザに対してイスラエルは定期的に軍事攻撃をしてきました。私が2018年、2019年、2022年にガザに行っている間も、いつ軍事攻撃が始まるかわからないという緊張感がありました。実際、2018年にガザに行ったその日の夜から攻撃が始まり、翌日ガザの全土に対してイスラエルが攻撃をするということもありましたし、2019年の春はガザに行くつもりで現地に行ったのに、軍事攻撃が一向に止まらないためにガザは封鎖されて入れませんでした。イスラエルによる封鎖が始まって以降、大規模な攻撃として今回が5回目ですが、過去4回とは比べものにならないレベルです。

北海道パレスチナ医療奉仕団でどんな活動をしているのかというと、メンバーとしてガザに入る時には子ども支援活動の担当者の1人を務めます。ガザのソーシャルワーカーとかクリニックからの要請を受けて子どものための絵画教室を難民キャンプのあちこちを回って、出張アトリエと称してやってきました。ガザは人口が多いため学校が1部制ではなくて2部制、3部制をとっています。そうすると教えることができる科目が非常に限られるので、主要科目だけ教えて芸術系とか音楽系の授業が切られていきます。そういう中でガザの教育関係、社会福祉関係、ソーシャルワーカー、クリニックなどから、子どもたちが封鎖ですごく精神的に追い込まれているので表現活動をしてくれという要請がありました。私は絵を書くのが趣味なので、それなら担当できるということで、出張アトリエをやってきました。国連パレスチナ難民救済事業機関と連携して、そこでアレンジしてもらった学校やクリニックに行き活動をしています。

これは、2022年にガザ南部のラファ難民キャンプのクリニックで出張アトリエを開いたときの写真です。お母さんたちが子どもを連れてクリニックに来ており、そ

の中で急に始まった出張アトリエを見て子どもたちと一緒に、すごく喜んで参加してくれたのです。というのはガザ南部は割と保守的なところなので、女性が外出をするときには理由が必要で、子どもを連れてクリニックに行くというのは女性が家を離れる1つの言い訳になるわけです。そういう中でクリニックに来たら、出張アトリエがあるというので大喜びで絵が好きなお母さんが飛び入り参加をしてくれるということもありました。

これは2019年の秋にガザ市でたまたまホテルで出会った楽団です。今やもう壊されているはずのホテルですが、ガザにいくつかある病院の事務局長さんと今後の医療支援について相談をするために行ったら、ホテルのロビーに楽団が入ってきたのです。休日で結婚式がたくさん行われていて、このホテルでも結婚式に楽団が呼ばれていました。楽団が北海道パレスチナ医療奉仕団のメンバーを見てびっくりするのです。封鎖されているところにどうやって入ってきたのかと。それぐらいに外国人が入れないことを知っているから、非常に喜んでくれました。

それでいきなり目くばせを音楽家同士でしたと思ったら、いきなりジャンジャンと弾き始めたのです。私が24年間パレスチナに関わる中で1番幸せに思えた光景でした。おもてなしに価値を置くパレスチナ人ですから音楽家としておもてなしをするとすると、音楽を奏することになるわけです。封鎖下に置かれてもどれほど追い込まれてもパレスチナ人であり続ける、そういう光景でした。今この写真に写っている音楽家あるいは後ろにいる子どもが無事なのかどうかは分かりません。この人たちも生きていれば一様に激しい攻撃下に置かれているし、死傷している人たちが含まれている可能性は非常に高いと思います。

## 日本国憲法における平和的生存権

なぜ私が最初にガザに行って以降、24年間パレスチナに行き続けたのか。なぜ戦場に行くのか、そしてそこで何を学んだのかという話をします。

軍事主義に陥った人は軍事主義の危険性のリアリティを分からずに軍事主義を進めようとしています。それを私は「お花畑の安全保障論」と言っていますが、その矛盾をきちんと追求しなければいけないと思っています。ガザのような、つまり強制収容所になっているような状況というのは、国際法上本来許されないことです。そして国際社会がそれを事実上結果的に黙認してしまってきたことに対して挑戦、抵抗しようと考えてきました。

ただ私や北海道パレスチナ医療奉仕団のメンバーがガザに入ったところで、状況を大きく変えることができるわけではありません。それは、強制収容所であるガザに対して細い針でちょっと突くようなものだと思います。それでも小さな穴を開ける作業というのを少しずつも続けていけば、それがもしかしたら1mm、2mm、3mmに広がっていくかもしれないと思っています。国際法違反の集団懲罰である封鎖をを法学者である私は認めてはいけないうし、日本国憲法前文には全世界の人民の平和的生存権がきちんと謳われていますから、それに立脚して活動することにこだわりを持っています。

平和的生存権は、憲法前文の2段後半に書かれています。「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」。これは憲法の一部ですから当然法的な性

質を持ちます。加えてこれは続く各条文の解釈基準としての意味があります。日本国憲法の3つの原理の一つは平和主義であり、国際協調主義が謳われています。ただ、昨今の軍事に基づく安全保障論を推す人たちは、国際協調主義を利用して軍事貢献ということを行います。これは憲法上間違っていて、日本国憲法というのは軍事による国際協調主義を認めるものではありません。そうではなくて「全世界の国民」が恐怖と欠乏から免れる、それをベースとした非暴力的な国際的貢献をするということが国際強調主義の一番の狙いです。それに基づいて活動することが非常に重要だと思っています。

パレスチナ人、ガザの人々は当然その「全世界の国民」に入るわけで、「ひとしく」と書いていますから、パレスチナは例外にされないことを意味します。「平和のうちに生存する権利を有する」わけですから。本来の人権を担保するための手段である「法の支配」というものを「ひとしく」という言葉を使うことによって、公平性を担保し人権の飛び地ができないようにする。その発想の下で日本が貢献をしていくという発想です。

この平和的生存権は国民が確認をするというかたちを取っています。私はこの確認作業が何なのかということを考えてきました。それは人権侵害を黙認しないということだし、恐怖や欠乏を生み出す構造を見据えてさらにそういう状況下で暴力にさらしている人々に心を寄せるといふこと、そして加えて構造に挑戦する行動をきちんとすることだと思っています。

## イスラエルのガザ攻撃と国際法秩序

昨年10月7日以降イスラエルは、まず北部の壊滅的破壊のために攻撃をし、そして南部に人を「避難」の名目で移動させ、移動した先にまた攻撃をしました。意に反する移送は国際法上やってはいけません。たくさんガザの人たちが移動して過密になった南部でまた猛攻撃をする。さらに中部や北部でも攻撃をしています。避難場所に指定した地域や避難所として使われている学校にも攻撃をしています。

「自衛権」の行使ということに関して法学研究者として言っておきます。きちんと考えておかなければいけないポイントの1つは、国家ではない非国家主体に対する自衛権の行使は可能かという点です。これは必ずしも国際法の研究者の間で統一した見解があるわけではありませんが、非国家主体に対する自衛権の行使というのは伝統的な解釈から見れば無理だろうと思います。国際司法裁判所はその立場を取っています。また占領下に置かれているところに対して自衛権の行使を認めていいのかという点も考えていかないとはいけません。占領する側は圧倒的な力を持っているから占領できるのであって、そ

の下に置いている人たちに「自衛」の名の下で攻撃をするということ自体が大変な恐ろしい被害を生む可能性を潜在的に有するわけです。今まさにその怖さを私たちは目にしています。

それからイスラエルのガザに対する攻撃は、無誘導弾を相当使って、無差別攻撃的にやっています。AIを使って攻撃すべきターゲットを選んだりもしています。無差別攻撃でも、どこが狙われているのかということを見ていった方が、イスラエルの攻撃の意図がはっきり見えます。病院や学校、難民キャンプ、難民キャンプのような人口密集地、大学、貯水池、給水タンク、裁判所それから公文書館なども狙っています。市役所やモスク、教会などが破壊されています。それからジャーナリストが圧倒的に狙われています。ガザには12個ぐらい大学があり、その破壊のレベルは大学によって違いますが、全大学が破壊されています。

結局、パレスチナ人のライフラインが、停戦になった後でも使えないようにするために徹底的に壊しているということです。あなたたちは出ていくしかない、自分た

ちは支配者なのだということを見せつけていくわけです。

それだけではなく、ガザにパレスチナ人が住んできたのだという存在の証を消しています。だから公文書館などの書類が残っているようなところを壊していくのだと思います。アルジャジーラの報道によると、ガザの学校の85%が壊されています。公立の学校であろうと国連

の学校であろうと私立の学校であろうと壊されている。学校は避難所として使われているので壊されると大変なことになります。学校を壊すということは、パレスチナ人には教育はさせない、つまり将来的に教育の場はない、生活はできません、ということを行っているに等しいと思います。

## ガザの被害状況とジェノサイド条約

爆撃だけで殺されているように見えるかもしれませんが、それだけではありません。ガザの人々を取り巻く死には4つぐらいの原因があります。爆撃は言うまでもありません。

過酷な医療体制が今ガザの中では進んでいます。爆撃で病院が壊されたり、停電になっています。また、人道支援物資を入れることをイスラエルが制限しているので医療品も不足しています。そして医療関係者が殺されているので、病院が稼働しません。そうした中で以前だったら助かった命が助からないということになっています。あるいは救急隊員が血を流している負傷者を助けようと思ってもイスラエルの攻撃が激しすぎて行けないこともあります。

また、避難を強いられていますから、非常に過密になった南部などで感染症が流行ったり、元より水が足りないのにさらに水が処理されない状況が長く続きますからそこで子どもたちが水を飲んで感染症になっています。

あと、人道支援物資が搬入制限をされているので大変な飢餓が起きています。飢餓を戦争の武器として使うことは国際人道法違反です。イスラエルによって国連パレスチナ難民救済事業機関の一部の職員が10.7に関わっていたと言われて、それに対して本当に根拠があるのかという話がありましたが、その話があった後に日本や、いくつかの国が国連パレスチナ難民救済事業機関に対する資金の拠出を止めてしまいました。日本は4月に再開しましたが、資金を止めるということ自体、ガザに起きている飢餓、あるいはこの医療体制をさらに過酷にするようなものですから、まさに日本が戦争犯罪に加担したということになります。このことは忘れてはいけないと思います。

## 国際司法の動き

国連安保理決議というのは本来的には法的拘束力があるものです。安全保障理事会は決議を出して攻撃をとめないといけません。しかしなかなかその動きがうまくいきません。イスラエルがガザ攻撃を止める気配がない中で、どこかの国が国際司法裁判所に提訴することも手段だろうと私は思っていたのですが、南アフリカがそうしました。南アフリカはアパルトヘイトを撤廃させた歴史を持つ国です。このアパルトヘイトという共通点がある

死者の7割は子どもと女性です。それが何を意味するのか。まずガザの人口の半分ぐらいは18歳未満の子どもで、それを反映しているということです。それは無差別攻撃を受けているからということでもあります。もう1つは、ガザのハマースの戦闘員などを狙って攻撃をするときにAIを使っていると言われていています。戦闘員の家を狙って攻撃をしたとき、戦闘員がいるはずはないのです。いたら狙われるわけで、そこにいるのは自分の妻と子どもだったりする。そこが狙われたら当然死者に子どもと女性が増す。そういう複合的な理由からこの数字が出ています。

家屋は6割以上が壊されていると言われていています。まさに集団の破壊を意図するジェノサイドが起きています。この攻撃が300日以上続いています。停戦にならない中で明らかに法的な意味でのジェノサイドを疑わせるような事態、あるいはジェノサイドではないとしても人道に対する罪や戦争犯罪が法的に断定できる出来事が連続して起きているにも関わらず、それを「自衛権」の名の下で正当化するアメリカとかイギリスとかドイツとか日本のような国があるということは考えられないことです。

ジェノサイド条約では、ジェノサイドは、国民的・人種的・民族的または集団的集団を全部または一部破壊する意図を持って行われたいくつかの行為を意味します。単にその集団の構成員をたくさん殺すということの意味するわけではありません。ジェノサイドの成立には集団の破壊の意図が立証されなければならないのです。その立証がなければ、人道に対する罪や戦争犯罪ということになるかもしれませんが、ジェノサイドというのは非常にハードルが高いものです。

のでパレスチナをずっと支援してきた国なのです。

南アフリカはジェノサイド条約の批准国です。イスラエルによって直接的に自分たちが被害を受けているわけではありませんが、ジェノサイド条約の批准国であれば当事国ではなくても対世的な性格がある条約なので訴えることが可能なのです。だから南アフリカは、ジェノサイド条約に依拠して、イスラエルがジェノサイドを犯しているということでイスラエルを提訴しました。ジェノ

サイドと考えられる行為を止めるための暫定命令を国際司法裁判所から引き出すための提訴でした。

ジェノサイド条約の締約国であるイスラエルがジェノサイドを犯しているということで国際司法裁判所に訴えられるというのは非常に大きなことです。イスラエルにはホロコーストの被害者が一定数住んでいるわけです。あるいはその遺族、その関係者家族が住んでいるわけです。ですからジェノサイド条約の成立背景にはイスラエルが相当な関わりを有するわけです。その国が提訴されるというのは非常に皮肉なことであるのですが、いかに学びがないかということを物語っていると思います。

今年の1月12日と13日、国際司法裁判所は予備公聴会を南アフリカとイスラエルそれぞれに対して行い、その結果、1月26日に、ジェノサイドの蓋然性がある、パレスチナ人はジェノサイドから保護される権利があるという立場で暫定措置命令を出しました。事実上、南アフリカの勝利だったのですが、イスラエルが戦闘を止めないので、再び南アフリカが緊急要請をして、命令修正とか追加命令というのが出ています。国際司法裁判所の命令というのは確かに拘束力はあるのですが、その履行自体は強制できないという問題があります。

国際刑事裁判所の方は、カーン主任検察官がイスラエルのネタニヤフ首相とガラント国防大臣(当時)に対して、ハマースの関係者もですが、逮捕状を請求しました。もちろんイスラエルは猛反発をしています。まだ請求の段階ですが、逮捕状が出たらネタニヤフは行ける場所が限られてきますから、大きなプレッシャーになります。カーン主任検察官のインタビューが雑誌の『世界』掲載されていたので、どこかで読んでいただければと思います。元々それほど親パレスチナの人ではなく、当たり前ですが、彼は「法の支配」に基づいてやっているのです。司法関係者・法曹界の人たちというのは、網羅的な客観

## おわりに

「自衛」とか「防衛」、「国防」という言葉ほど怖いものはないと24年間思ってきました。戦争や武力行使というのはまさに自衛、防衛の名の下で起きるし、これらの言葉は軍事作戦をととても容易に正当化する分、残酷になりがちです。いくら国際法上の歯止めがあったとしてもそれを無視することは現実には可能で、実際にイスラエルはそれを無視してきました。その怖さを見せつけられていると思います。

最後に日本は今どういうことをすべきなのかについて話します。日本は、イスラエルの自衛権の行使を正当化する一方でガザの人道危機に対する対応をしていますが、それは矛盾しています。日本国憲法に基づいて、全世界の国民の平和的生存権の考え方からガザの人たちが強いられてきた恐怖と欠乏をなくすための施策、つまりイスラエルにきちんとプレッシャーをかけて停戦をもた

性というのを求められます。ですから正当に判断したらこういうことになる、ということで請求しているのです。

2024年7月に、国際司法裁判所が「東エルサレムを含むパレスチナの被占領地におけるイスラエルの政策と実践から生じる法的帰結」という勧告的意見を出しました。被占領地におけるイスラエルの継続的駐留は違法だという観点から、いくつかの勧告が出ています。法的に諮った上で専門的に考えると今の国際法上の秩序だということの結果しか出ないということなのです。

この勧告的意見で重要なのは結論の5番目です。「すべての国家は被占領地におけるイスラエルの違法な駐留から生じる状況を合法化してはならず、被占領地におけるイスラエルの継続的な駐留がもたらす状況の維持のための援助や支援を提供してはならない」となっています。日本はイスラエルと経済協力を図ったり、それからイスラエルからドローンを買うということをしったりしているわけですが、こういうことはやってはいけません。勧告的意見を受けて採択された国連総会の決議にも反します。日本はそれに賛成する立場で投票していますから、今後イスラエルとの関係性というものをきちんと見直して、武器購入の問題を考えて行かなければいけません。

イスラエルのやり方を見てみて思うのは、まさに「力による支配」が一体何をもたらすのかということ。日本は考えていく必要があるという点です。日本は安保3文書を策定して大軍拡の方向に進んでいます。けれどもそれをしても安全保障など守れません。イスラエルという国はあれだけ軍事に依拠する安全保障に力を入れてきたのに10.7が起きています。力による支配というのは実のところ安全を脅かすし、不安定性をもたらすものに過ぎないのだということが非常にはっきりしたのだと思います。それが実は憲法学者が戦場で学んだことの1つだと思っています。

らすために動いていかなければなりません。

憲法98条2項は国際法の誠実な遵守を謳っていますから、国際法に基づく法の秩序が破壊されていることをきちんと問題化して国際法違反に加担しないよう行動することが求められます。日本はジェノサイド条約の批准国ではないですが、ジェノサイドの禁止は批准国であるか否かに関わらず国際社会が守らなければいけない一般慣習法になっているので、日本はイスラエルがやっているジェノサイドにきちんと対応する必要性があります。まずは停戦、そしてガザの封鎖解除を求めていく、あるいはオスロ合意がイスラエルの植民支配を可能にしている1つのツールになっていますから、オスロ体制をやめさせるために動くことが非常に重要だと思います。まだ市民レベルでできることはたくさんあります。

## 《ユース・ムーブメント～核兵器をなくす私たちの取り組み》第5回

核兵器の問題を「自分ごと」にするために必要なことはなんだろう？この問いに直面している人は多いのではないのでしょうか。今回は、本企画のコーディネータを務める徳田の取り組みである「ジェンダーの視点から核兵器を考える」挑戦について紹介させていただきます。(コーディネーター・徳田悠希)

## ジェンダーの視点から核兵器廃絶を目指す —多様なユースのかかわり方を模索する

徳田悠希 (GeNuine 代表)

核兵器廃絶を目指して活動を始めてから今年で5年。ルーツのない人々がこの問題に関心を持ち、核兵器をなくしたいというモチベーションを自分のものにするためには、どうしたらいいのだろう、と考え続けていました。そんな時、2022年に開催された核兵器禁止条約の第1回締約国会議に、ユース団体の代表の1人として参加する機会がありました。そこで、日本にはない「ジェンダー視点で核兵器に反対する」世界のフェミニストと出会い、とてもエンパワメントされたのです。これは日本にも必要な視点だと思い、2023年にジェンダーの視点から核兵器廃絶を目指す「GeNuine (ジェヌイン)」を設立し、現在は3名のコアメンバーと運営しています。

3月3日から7日にかけて、核兵器禁止条約の締約国会議が米ニューヨークの国連本部で開催されました。2022年、2023年に続き3回目となる今回の会議には、56の締約国と31のオブザーバー国、そして163のNGOが参加。私は、GeNuineの代表として渡航し、本会議やサイドイベントへ登壇させていただきました。今回、設立から約2年を経て、GeNuineとして会議に参加できたことが感慨深かったです。

今回の会議に合わせて、作業文書「ジェンダーに配慮したあらゆるシステムの構築を促進する：被害者援助におけるジェンダー主流化 (TPNW/MSP/2025/NGO/5)」を提出しました。約1年間、被爆者や支援者、研究者の方々へのインタビューや意見交換を行い、文書をまとめるという大掛かりな挑戦です。ぜひ全文を読んでもらいたいのですが、特に強調したいことは、戦後の家父長制が根強く残る日本社会において、経済的なレジリエンス(回復力)に、ジェンダー格差が見られたことです。だからこそ、ジェンダーを生物学的性差にとどまらず、社会的、文化的な性差として認識し、核被害者援助を行うべきだと提言を作成しました。ジェンダーの視点で被ばくの影響を考えるという取り組みとして、先駆的だったのではないのでしょうか。

多くの方々にご協力いただきながら完成した作業文書を携えて会議に参加した私は、国連軍縮研究所らが主催するサイドイベントと、本会議でのジェンダーに関するセッションで、これらの成果を世界と共有する機会を得

ました。私のこのステートメントは、驚きをもって受け止められ、ジェンダーの視点を持ち、国際的に連携するユース団体が日本で生まれたことを歓迎する雰囲気にとっても励まされました。ジェンダーの視点から、核兵器の非人道性への理解を深める一端を担う、そんな手触りを感じた瞬間でした。

核兵器の問題は、自分との接点を見つけることが難しい、という声をよく聞きます。他方で、ジェンダー平等に関心を持つ人々は、若い世代を中心に増え続けています。ジェンダーというレンズで核兵器を考えるということは、核兵器の非人道性や、意思決定のジェンダーバランスなど多様な論点があります。今までにない語り口で核兵器について語り、発信していくことを通して、日本でも核兵器をなくそうとする仲間が少しずつ増えていることを日々実感しています。

核兵器禁止条約の特徴は、交差性(インターセクショナルリティ)の視点に裏打ちされた核兵器の非人道性を求心力として、国際社会での核兵器廃絶の声を高めてきた点にあります。だからこそ、日本でも、ジェンダーをはじめ多様な視点で核兵器を考えていくことが、核兵器廃絶を達成するためにも必要なのではないのでしょうか。日本、そして国際社会の舞台を繋ぎながら、挑戦を続けていきたいです。



核兵器禁止条約第3回締約国会議のジェンダーセッションで発言する筆者。(ニューヨーク国連本部、2025年3月)

## 特別寄稿 残された課題

### ——日本被団協は、なぜ国家補償を求め続けるのか

弁護士 足立修一

#### 1 はじめに

2024年12月10日、日本被団協の田中照巳代表委員は、ノーベル平和賞授与式でのスピーチで日本政府が国家補償を拒んできたことを指摘した。

すなわち、「日本政府は一貫して国家補償を拒み、放射線被害に限定した対策のみを今日まで続けてきています。もう一度繰り返します。原爆で亡くなった死者に対する償いは、日本政府は全くしていないという事実をお知りいただきたい」と発言した。私は、日本政府が被爆者に対し国家補償を拒んできたことに対する告発と感じた。2025年2月に開催された「被爆80年 核兵器をなくす国際市民フォーラム」の分科会「残された課題——なぜ国家補償を求め続けるのか」では、この点について議論された。

#### 2 日本被団協はなぜ国家補償を求めてきたのか

日本被団協は、1984年に公表した「原爆被害者の基本要件」の中で、あるべき「原爆被害者援護法」として、①原爆被害に対する国家補償を趣旨とする、②原爆死没者の遺族への援護、③被爆者の健康管理と治療・療養、④被爆者年金を内容とすることを求めた。また、2001年の「21世紀被爆者宣言」では、「国が戦争責任を認めて、原爆被害への補償を行うことは、核戦争被害を「受忍」させない制度を築き、国民の「核戦争を拒否する権利」を打ち立てるもの」とした。

#### 3 1994年の被爆者援護法制定

この法律で、上記の①、②、④は実現しなかった。ただ、③については、それ以前から一定程度は実現していた。田中照巳代表委員のスピーチは、①、②の点を指摘したものであった。

同法は、1957年制定の原爆医療法と1968年制定の原爆特別措置法を一本化したものであった。援護の対象となる「被爆者」の文言は原爆医療法から変わることはなかったものの、「国家補償の精神に基づく」との文言は見送られ、死没した被爆者の遺族への援護は、被爆者への特別弔慰金にとどまった。また、在外被爆者や被爆二世、三世も援護の対象とはされず、残された問題については、訴訟での解決が模索されるようになった。

#### 4 1978年最高裁判決

被爆者援護法制定から遡る16年前、1978年3月30

日、最高裁は、在韓被爆者が提訴した原爆医療法の法的性格が争点となった事件で、「原子爆弾の被爆による健康上の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものである」ことを指摘し、また、「原爆医療法は、・・・特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるといふ一面をも有する」、「実質的に、国家補償的配慮が制度の根底にある」とした。

#### 5 1980年原爆被爆者対策基本問題懇談会報告書

しかし、国は、1978年最高裁判決の波及をおそれたのか、1979年6月、厚生大臣の私的諮問機関である原爆被爆者対策基本問題懇談会（以下、基本懇）を有識者で構成し、1980年12月に報告書を取りまとめた。この報告書では、「国をあげての戦争による「一般の犠牲」として、すべての国民がひとしく受忍しなければならぬ」との受忍論を打ち出した。被爆者に対する援護をするには「十分な科学的根拠」が必要として、被爆者援護を現状以上に拡大しない方向を打ち出した。

#### 6 その後の訴訟の展開

1995年以降、在外被爆者訴訟、原爆症認定集団訴訟、広島黒い雨被爆者訴訟、長崎被爆体験者訴訟、被爆二世訴訟など、被爆者援護法の解釈をめぐる訴訟が関わってきた。

これらの一連の訴訟では、長崎被爆体験者訴訟、被爆二世訴訟など、一部の例外があるものの、行政訴訟の原告勝訴の割合が相当高かった。また、今も続く訴訟もある。それぞれの裁判で、争点となる点は区々であるが、このような結果となった根底には、1978年最高裁判決の判断が大きく影響しているものと考えられる。その意味で、基本懇報告書で示された基本的な考え方に抗い、「被爆による健康上の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものである」という被爆の実相そのものが、裁判の流れを作ってきたものとも考えられる。

#### 7 おわりに

現在、日本政府は日本を取り巻く安全保障環境が悪くなっていると、核戦争の危機が高まる中、核抑止が必要とのスタンスである。しかし、核戦争には勝者はなく、地球そのものの滅亡に繋がることを見据え、核戦争被害を「受忍」させない制度を築くことが必要であることを肝に銘じたい。

# 報告 2025年度予算に関する2・18防衛省交渉

## ——ミサイル配備とイージス艦の建造に多額の費用

木元茂夫

### ■長射程ミサイルの配備について

25年度防衛予算には、何種類ものミサイルの取得費が計上された。自衛隊の装備品は、①開発費、②製造態勢の拡充費(初期設備投資費用)、③取得費の順番で費用が計上されていく。取得費とは実際にミサイルを製造し配備するための費用である。24年度予算では12式地对艦誘導弾能力向上型(地上発射型)の取得費961億円が計上され、25年度から配備が開始されようとしている。「能力向上型」は防衛省がスタンド・オフ・ミサイルと呼ぶミサイルで、射程距離が1000キロメートルを超えるものである。24年3月、沖縄の勝連分屯地に第7地对艦ミサイル連隊が編成され、今年は同第8連隊が大分県の湯布院駐屯地に新編されようとしている。

12式地对艦誘導弾能力向上型(艦艇発射型)の取得に168億円。これは艦艇に搭載されるもので、従来射程距離120キロメートル程度だったミサイルが、1000キロメートルを超えるものになり、護衛艦の攻撃能力は飛躍的に高まる。島嶼防衛用高速滑空弾の取得に300億円を計上。その射程距離は2000キロメートルを超えると報道されている。

この防衛予算について、2月18日に防衛省と交渉もった。しかし、「射程距離を明らかにすることにより自衛隊の能力等が推察されるおそれがあることから、お答えは差し控える」という回答。

「マスコミも何の根拠もなく報道するわけではないから、あなたたちよりも上のクラスの人達が数値を出しているのではないですか」と突っ込んだが回答はなかった。

潜水艦発射型誘導弾の取得に30億円。「呼称を魚雷ではなく誘導弾としている理由は何か、射程距離を明らかにされたい」と質したが、「潜水艦に装備するスタンド・オフ・ミサイルである」と長射程ミサイルであることは認めたものの、「具体的な能力についてはお答えを差し控える」、「艦艇ごとの具体的な搭載計画は現在検討中」という回答にとどまった。

さらに、極超音速誘導弾の「製造態勢の拡充等」に2391億円を計上。「27年度からの配備を予定しているか」と質したが、「現在検討中」という回答にとどまった。12式地对艦誘導弾から島嶼防衛用滑空弾、極超音速誘導弾と長射程ミサイルの取得がこれからの数年続く。日本は急速にミサイル大国になろうとしている。

ミサイルを保管するための弾薬庫の建造費用は336億円を計上。北海道の多田、白老、近文台、足寄、京都の祝園、舞鶴地方総監部、佐世保地方総監部、大分、宮

崎のえびの駐屯地、鹿児島のおつま町、鹿屋航空基地、奄美大島の瀬戸内分屯地に新設されようとしている。予算では祝園が197億円と最も多額で、陸自・海自の共用と発表されている。

### ■宮崎県新田原基地—ステルス戦闘機F-35Bの納入遅れ

「新田原基地に配備を予定していた6機については、機体に搭載するソフトウェアの開発遅延に伴う納入の遅れにより、配備時期が令和7年度となる予定である」と具体的な日程を言わず、1年の幅をもたせた回答であった。「全機、空母『かが』の艦載機として運用されるのか」と質した。「かが」は大規模な改修工事を終了し、米国で実際にステルス戦闘機を発着艦させて検証作業も実施済み。第2次改修はあるもののごく小規模な工事のようだ。「具体的な運用要領については検討中であり、現時点でお答えすることはできない」という回答であった。驚いたのは、「新田原基地は、今後自衛隊施設を整備する方針である馬毛島において模擬艦艇発射訓練を円滑に実施可能であること等の事情から、F-35Bの配備基地として最適であると判断した」。工事の順番が前後しているが1番艦「いずも」の第2次改修後の艦載機についても質したが、「現時点で新田原基地以外に配備する予定はない」という回答であった。

### ■イージス・システム搭載艦の追加費用

「整備に伴う関連経費」として865億円を計上。「24年度予算で建造費3731億円を計上したばかりではないか」と追求した。実射を含む各種試験のための準備経費422億円、技術教育及び予備品等の経費443億円という回答であった。「実射を含む各種試験」とは、弾道ミサイル迎撃用のSM-3ブロックII A、12式、そして、25年度から米国から納入されるトマホーク巡航ミサイルなどの発射試験のことだろうか。3731億円の使用状況も質した。「令和6年12月末までに約2919億円を契約済み」という回答。確かに、1番艦を三菱重工と24年8月に、2番艦をジャパン・マリンユナイテッド(JMU)と9月に契約している。「最新のイージス艦『はぐろ』の建造費が約1730億円だったことを考えると、物価上昇を考えてもあまりに高額ではないか」と質した。「関連経費について、現時点で、令和8年度以降で、具体的な計画が存在しているものは特になし」という回答。

防衛予算を5年間で43兆円とする閣議決定から約3年、私たちの税金はまさに「湯水の如く」使われている。

# トピックス

## 2025年の「終末時計」、過去最短の人類滅亡まで残り 89 秒

2024年1月28日、米科学誌「ブレチン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスト」(BAS)の科学・安全保障委員会は、人類が滅亡する時間を午前0時に見立てた「終末時計」の残り時間を「89秒」と発表した。2024年の「残り90秒」からさらに1秒進んで過去最短となった。背景にあるのはウクライナ戦争などによる核使用リスクの高まりや気候変動などの深刻化である。

終末時計は、同誌が1947年から公表しているが、1947年は「残り7分」で、米ソ冷戦が終結した1991年には「残り17分」まで戻った。ところが近年は一貫して終末に近づきつつある。2018年から2019年は「残り2分」、2020年から2022年には「残り100秒」、そして2023年と2024年は「残り90秒」であった。

同誌は声明で、核のリスクについてはウクライナ戦争を挙げ、「紛争は軽率な判断や事故、誤算によって、いつ核戦争に発展してもおかしくない状況」と指摘。2023年後半からの核保有国であるイスラエルとハマスのガザでの戦争は、より広範な中東紛争にエスカレート

する可能性があり、地域的にも世界的にも予測不可能な脅威とした。ロシアが米国と結ぶ新STARTの順守を停止し、包括的核実験禁止条約の批准を撤回したことや、中国が核戦力を増強していることを挙げ、極めて危険な傾向が続いているとしている。

従来、終末時計は核戦争の脅威を中心に評価されていたが、2007年以降、気候変動や人工知能(AI)などの人為的リスクも考慮されるようになってきている。気候変動では2024年は観測史上最も暑い年になり、洪水や干ばつ、山火事などが多発したことを挙げている。さらにコロナ禍などのパンデミックや人工知能(AI)の軍事利用などを人類への脅威としている。

そして「やみくもに現在の道を歩み続けることは非常に愚かな行為である」としたうえで、「時計を真夜中に1秒近づけることで、私たちは厳しい信号を送る。世界は既に崖っぷちに近づいている。1秒の動きは極度の危険の兆候であり、コースの反転が1秒遅れるごとに地球規模の災害の可能性が高まる」と警告している。(湯浅)

## 核軍縮をめぐるトランプのイニシアチブと中国、ロシアの反応

トランプ米大統領は、政権に復帰して4日目の2025年1月23日、やや驚くべき提案をぶちあげた。スイス・ダボスで開催中の「世界経済フォーラム」年次総会にオンラインで出席し、中国とロシアに対し、米中ロ3か国の核軍縮協議をもちかけたのだ。つづいて2月13日、トランプは中東とウクライナの問題を解決したら中ロ両国との核軍縮協議を行いたいとし、「私が最初に会談したい相手は、中国の習近平国家主席、ロシアのプーチン大統領だ。そこで私は『軍事予算を半分に減らそう』と呼びかけたい」と述べた。

この発言に対して、中国外務省の郭嘉昆報道官は翌日の定例記者会見で「米ロが核兵器をさらに大幅に削減して、他の核兵器国が核軍縮プロセスに参加するのに必要な条件を整える必要がある」と従来の見解を繰り返した。現時点では核軍縮協議に応じる意思はないようだ。

一方、ロシアのプーチン大統領は2月24日、トラン

プ提案について「われわれは合意できる可能性があるし、反対でない。良い考えで、交渉の用意がある」と述べた。また、中国については、望むなら後から合意に参加することが可能だとした。つづいて、ロシアのペスコフ報道官は3月7日、前日にトランプが「我々がみな非核化できればすばらしい」などと記者団に語ったことを受けて「特に戦略的安定に関するロ米の対話が必要だ」と述べた。また、ペスコフは、マクロン仏大統領がロシアの脅威に対処するためにフランスの「核の傘」を欧州諸国に広げる用意があるとの演説(3月5日)をしたことを考慮すると、英国とフランスも加えて核軍備管理協議を行うべきだと付け加えた。

状況は流動的であるが、今後の動き次第では、米中ロに英仏を加えた5か国による核軍縮あるいは軍備管理協議につながる可能性もある。一縷の望みではあるが、今後の動きを注視したい。(渡辺)

# 馬毛島の工事—計画の杜撰さが明らかに

2月6日、種子島・西之表市の長野広美市議が東京に來られ、馬毛島工事の現状についての報告会があった。1月に沖縄ドローン・プロジェクトが撮影した迫力ある映像は、工事の現状を明らかにしていた。24年9月熊本防衛支局は馬毛島工事の3年延長を決定した。

防衛省に、「滑走路予定地は土質が粘土質のため、深く掘り下げて土の入れ替えをする必要があると聞いているが、これは事実か」と聞いたところ、「滑走路予定地における盛土利用が困難な土は置き換えを実施する」。「着工以前には土筆は確認していなかったのか」と確認すると、「施設整備に当たっては、土質の調査も行っているが、島全体を網羅的に行ったものではない」と開き直られてしまった。滑走路2本の土を全部入れ替えるとしたら、作業量も土の必要量も膨大なものになる。

「予想以上に土が掘り返され、樹木の伐採も進んでいる。マゲシカの生存が危惧されると、長野市議は訴えていた。

すでに予算計上された金額は1兆円を超えているが、防衛省に確認したところ、「支出済額の総額は約3487億円」という回答だった。工事が完了したか、着手したか、そのどちらかの時点で防衛省が支払った金額の合計であ

ろう。滑走路工事はまだ途中であるから、これから支払いが生じるということだろう。ステルス戦闘機F-35Bの「模擬艦艇発着艦訓練を行うための模擬艦艇施設」(「いずも」「かが」に似た模擬艦艇を造る)について確認したところ、すでに「6億円を計上」したが、未着工ということであった。

24年10月にショベルカーで作業中のスリランカ人労働者が雨水を溜める穴に転落して死亡する事故が起きた。国土交通省は「工事受注者の処分などについては警察の捜査や労働基準監督署の現場検証の状況を考慮しつつ適切な対応を行う」と回答した。これを聞いたのは2月だが、冬季にもかかわらず、1日20時間の態勢で工事を進めているとのことであった。つまり、交替の時に2時間の休憩をとるが、連日夜間工事を行っているということだ。

種子島にも家賃の高騰など、大きな影響をあたえている工事であるが、2030年までこの状態が続くことになる。十分な調査と検討をせずに、工事を開始したことが、市民の生活にも、馬毛島の自然にも大きな影響をあたえている。(木元)

# イスラエル、停戦合意破りのガザ攻撃再開

イスラエルとハマースは、カタール、エジプト、米国の仲介により1月15日に停戦合意し、19日に発効した。その後、2月20日に7回目の人質交換を行うまでに、ハマースは33名(内8名は遺体)の人質を解放、イスラエルは約1900人のパレスチナ人拘禁者を解放した。イスラエルの提案によるとして昨年5月に米国が公表した停戦案は3段階を経て恒久的な停戦を実現する前提となっていた。しかし1月に合意されたのは、第1段階だけで、人質全員の解放とイスラエル軍のガザからの完全撤退が想定されていた第2段階の詳細については、合意から6週間以内に協議を開始することになっていた。予想通り、イスラエルは、イスラエル軍の撤退はハマースの勢力温存につながるとして第2段階開始のための協議開始に強く抵抗した。

停戦案の第3段階ではガザ復興への着手が予定されていたが、それを誰が行うのか、すなわちガザ統治の主体についての合意がないことが、停戦合意全体の不安定さの根本的問題であることは明らかであった。トランプ大統領は2月4日に、ガザ住民が別の土地に再定住した後に米国が同地区を掌握し、開発する計画を提案したが、この暴論はパレスチナ側のみならず、周辺アラブ諸

国からも強い反発を呼んだ。

3月2日、イスラエルは、米国による第一段階延長の妥協案受け入れを表明し、ハマースはイスラエル軍撤退が保証されないとして拒否を表明した。これを受け、イスラエルはガザへの支援物資搬入の停止に踏み切った。

3月4日、エジプトは特別アラブサミットを開催し、トランプ案に対抗するかたちでパレスチナ国家樹立を核に据えた包括的復興計画を発表し、ハマースもこれを歓迎した。この提案では、パレスチナ自治政府が関与するかたちでガザ地区行政委員会が暫定的にガザを統治するとされている。この案に対しトランプ大統領は消極的で、ハマースの武装解除とガザからの撤退を強い言葉で要求する一方で、ガザ住民の退去の必要を取り消す発言をするなど、かなり方針が混乱しているようにみえる。

そして3月18日、ついにイスラエルがガザに対して大規模空爆を再開し、翌日には地上侵攻も再開した。ネタニヤフ首相は攻撃を続けながら停戦交渉を継続すると述べている。事態は極めて流動的であるが、はっきりしているのは、米国の支援・黙認が続く限り、イスラエルは、パレスチナ人の追放・抵抗勢力の殲滅までジェノサイドを止めることはない、ということである。(役重)

# 全体を生きる

梅林宏道

(題字は筆者)

## 第54回 反トマ運動の始まり(3)核チェック

核巡航ミサイル・トマホークの配備を阻止する全国運動が始まったとき、私たちは、運動が実効的であることを目指していた。ヨーロッパの反核運動から刺激を受けながら、運動の戦略・戦術から文化・スタイルに至るまで新しい挑戦を意識していた。

運動戦略を考えたとき、日本の運動が直面するのが非核三原則という壁であることは、このシリーズの一回目に触れた通りである。実際、核巡航ミサイルのアジア・太平洋配備の計画を最初に報じた朝日新聞の記事(1981年11月29日)は次のように書いている。

「この核付きトマホークは従来予想されていた攻撃型原潜ばかりでなく、第7艦隊にも配備されることが既に決まっている…

これまでも、横須賀を母港とする空母ミッドウェーの艦載機が核弾頭を、同港に出入する原潜、巡洋艦、駆逐艦などが対潜核魚雷を積んでいることは専門家の間で常識とされている。

しかし、戦域核装備が明白な米艦船が日本に入港するようになると、日本政府は『非核三原則』で新たな対応を迫られよう。」

普通に考えるならば、非核三原則は運動の「砦」であって「壁」ではない。中曽根政権が非核三原則をないがしろにして核兵器搭載軍艦を受け入れると表明するのであれば、日本の市民はその「砦」を守る運動をすることになる。しかし、中曽根首相は核兵器搭載艦の入港を許さないことを含む、「非核三原則を厳守する」と明言する。そうすると、それまで通り、私たちは日本のあいまいな、対立点がない状況に投げ出されてしまう。

ヨーロッパ反核運動の場合と比較してみると事態は明らかであった。

ヨーロッパの場合、NATOの決定に基づく中距離ミサイルの配備を受け入れるかどうかに関して、明確な政府方針が打ち出され、その賛否をめぐる国論が二分した。具体的な争点は各国が中距離ミサイルの配備を受け入れるかどうかという政府の決定をめぐる争点であった。問題はレーガンの

限定核戦争戦略から発していたが、市民の選択は抽象レベルではなくて、自国政府の政策決定に対する賛否であった。しかし、日本の場合、政府が非核三原則を厳守する、と明言した。そうすることによって、日本は巡航ミサイル・トマホークの太平洋配備に協力しないと断言しているのであり、この限りにおいて反対運動と政府の間には対立は存在しないことになる。国論を二分する土俵が作られない。

しかし、当時の世論調査においても、「非核三原則は守られていない」と国民の7割近くが考えていた。だとすると、反トマ運動は非核三原則などナンセンスとして、これを無視する運動論に立つべきなのだろうか。当時、非核自治体宣言運動が広がっていた。たとえば神奈川県議会が「神奈川県非核県宣言」を決議したのは1984年7月5日であり、まさに核トマホーク太平洋配備のその時期であった。このように広がっている非核三原則厳守を要求する自治体宣言は意味のないことなのだろうか。

私たちは、むしろ、非核三原則厳守を要求する広範な世論と、政府の非核三原則厳守を再確認する煙幕的政策の一致を利用して、その先を切り開くような運動論の可能性を追求したいと考えた。なぜならば、非核三原則を支配体制の隠れ蓑として反核運動の側から捨て去ってしまうとき、支配体制との攻防は核戦略批判という抽象レベルのものになってしまうからである。

そこで「核チェックの権利と制度化」という運動論が生まれた。

この運動論の背景には、前にも触れたラロック証言やライシャワー発言の度に日本の反核運動が経験してきた、核兵器持ち込み問題についての運動の蓄積があったことはもちろんであるが、もう一つ、ニュージーランドの非核政策の影響が大きかった。

ニュージーランドのロンギ労働党政権は1984年7月に成立し、党の公約として1985年1月28日に核兵器搭載艦、原子力推進艦の入港を拒否する方針を打ち出した。そのころ、中曽根首相はニュージーランドを訪問したが、ロンギ政権の核艦船の入港拒否政策に懸念を表明したと地元紙

は伝えた。2つの理由が伝えられている。  
①ニュージーランドで拒否された米軍艦がその日本に寄港したときに日本は困る、②ニュージーランドが核の有無を判断できるのに日本はなぜできないのかとの批判が出る、の2点である(1985年1月26日『シドニー・モーニング・ヘラルド』)。その直後の2月4日、米国から非核証明が得られず、ニュージーランド政府独自の判断に基づいてニュージーランドは核ミサイル・アスロックを搭載していると考えられる駆逐艦ブキャナンの入港を拒否した。

ニュージーランドの政策は世界に大きなインパクトを与えた。約2か月後にはNATO加盟国であるアイスランドが非核政

策を公表し、4月19日に「領海内への核搭載艦の立入り禁止」を表明した。

このような同時代の情報が、非核三原則を実効ある原則にするための「核チェックの権利と制度化」の運動目標に勇気を与えた。「権利」という言葉は、太平洋の島嶼国が独自の権利を主張していた当時の非核独立太平洋運動(NFIP)の影響があったと思う。当時は、ベラウ(パラオ)はまだ1980年に制定した非核憲法によって核艦船寄港を拒否していたし、バヌアツは1983年3月に非核国家宣言を挙げ核艦船の寄港を拒否していた。このような小国の勢いが、私たちも関わり始めていたNFIPを通じて反トマ運動に力を与えていた。

**うめばやしひろみち**

1937年、兵庫県洲本市生まれ。ピースデポ特別顧問。長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)初代センター長(2012~15年)。



## 平和を考えるための 映画ガイド

◆映画『太陽の帝国』

### 子守唄を歌う子、死に歌を歌う子——『太陽の帝国』

一九四一年十二月、真珠湾攻撃と時を同じくして上海のイギリス租界が日本軍によって制圧され、日中戦争下でも平穏を享受していた特権階級の人々が初めて戦争の渦中に投げ込まれた。贅沢な暮らしから一転、たった一人中国大陸に取り残され、日本軍の捕虜として終戦までを過ごした英国人少年ジェイミーの苦難を描く。原作はJ・G・バラードの同名の長編小説だが、これはなんとこの著名なSF作家の幼少期の体験をつづった半自伝的な作品なのだという。本作に描かれるジェイミーのずっと変わらない戦闘機への憧れも、バラードの実体験ということなのだろう。

原作は未読なので確かではないのだけれど、映画ではその憧れはかなり熱烈で、何しろ英国上流階級の少年が「僕は日本の空軍に入る」と語っては上空に飛来した日本軍のゼロ戦に歓声を上げるものだから、傍にいた父親も啞然としてしまう。大きなお屋敷で何人もの中国人にかしずかれて暮らしていた時代はまだしも、その憧れは日々生き延びるために小虫のわいたジャガイモを食べ、多くの暴力や人の死に際を目撃した日本軍の収容所での数年を経てもなお、変わらなかったらしい。

収容所の壁を越えて飛んできたおもちゃの飛行機が機縁となって、日本人少年との間にかすかな友情が芽生える。二人とも純粋で、二人とも勇気がある。だがどういいう経緯でか、その日本人少年はやがて特攻隊として飛び立つ日を迎える。隊員たちが整列して「海行かば」を歌うのに和してジェイミーはかつて教会で習った子守唄を歌い出した。それはおそらく友人への敬意の表現なのだろうが、二人の少年がそれぞれに歌い上げる詩はあまりにも違っている。特攻隊員の少年は「海行かば、みずくかばね」と。それに対しジェイミーが歌うウェールズ語の歌詞は「愛しいわが子よ」と。

彼らはそれぞれに、歌い覚えた歌詞になぞらうような結末を辿った。

このシーンは日本軍の奉じた倫理を尊重する描写ともとれるだろう。たぶんだからこそ、私にはとても重たく思える。(うろこ)

『太陽の帝国』  
監督：スティーヴン・スピルバーグ  
1987年/アメリカ/151分

# 日誌

2025.1.16~3.15

作成: 前川大、役重善洋、山田春音  
湯浅一郎、渡辺洋介

## 【核兵器・軍縮】

- 1月23日 米大統領、WEF年次総会(スイス・ダボス)にて、米中露3か国による核軍縮協議に意欲を示す(本号参照)。
- 1月28日 米科学誌「原子力科学者会報」(BAS)、「終末時計」の残り時間を過去最短の「89秒」と発表(本号参照)。
- 2月4日 ゲーグル、AI使用に関する倫理規範を改定。「兵器や監視活動にAIを使用しない」としていた文言を削除。
- 2月7日 NATO事務総長、NATO欧州加盟国とカナダの2024年の国防費は前年比で20%増加したと発表。
- 2月8日 「核兵器をなくす国際市民フォーラム」、東京で開催(～9日)。
- 2月12日 米国防長官、NATO加盟国に国防費GDP5%への引き上げを要求。
- 2月13日 NATO国防相会合(ブリュッセル)。国防費増額やウクライナ支援強化の必要性などを確認。
- 2月13日 米国務省HPから「台湾の独立を支持しない」という文言を削除し、「適用可能な場合」台湾の国際機関加盟も支持すると記載。中国外務省、反発。
- 2月18日 岩屋外相、第3回TPNW締約国会議への日本政府のオブザーバー参加を見送ると発表。
- 2月19日 米軍、ICBMミニットマンIIIの発射実験。バンデンバーグ宇宙軍基地から発射しマーシャル諸島に着弾。
- 2月28日 米ウクライナ首脳会談が決裂(ワシントン)。和平交渉をめぐる激しい口論。
- 3月3日 米政府関係者、米はウクライナへの支援を一時停止すると表明。
- 3月3日 第3回TPNW締約国会議(ニューヨーク、～7日)。
- 3月4日 EU委員長、総額8000億ユーロ(約125兆円)の防衛費増額を見込む「欧州再軍備計画」を発表。
- 3月5日 仏大統領、仏の核兵器による「核の傘」を欧州に広げることについて「戦略的な議論」を始めると述べる。
- 3月5日 中国、国防費を前年比約7.2%増の1兆7800億人民元(約36兆5000億円)とする予算案を公表。
- 3月6日 EU加盟国、特別首脳会議(ブリュッセル)にて「欧州再軍備計画」(3月4日参照)について大筋で合意。
- 3月7日 英外相、欧州の安全保障のために核抑止に関する英仏の協力が必要と強調。
- 3月10日 SIPRI、2020～24年の武器輸出入に関する報告書を公表。NATO加盟国の輸入量は15～19年よ

り倍増。

- 3月11日 ウクライナ、米が提案した露との30日間の停戦案を受け入れる用意があると表明。

## 【日米安保・憲法】

- 1月17日 中谷防衛相、中国軍代表団が1月13～17日に来日し、防衛省・自衛隊の施設を視察したと発表。
- 1月18日 47都道府県の7割にあたる33都道府県が日米地位協定の改定が必要と回答。共同通信が調査。
- 1月19日 防衛省、2025年度予算案に計13か所の弾薬庫新設費用を盛り込む。
- 1月21日 岩屋外相、ルビオ国防長官と初会談(ワシントン)。
- 1月25日 米海兵隊の実弾演習前に大分県玖珠町で在日米軍基地の整理・縮小などを求める集会。5500人が参加。
- 1月31日 中谷防衛相、ヘグセス米国防相と電話会談。日米安保条約第5条の尖閣諸島への適用を確認。
- 1月31日 日米共同訓練「ノース・ウインド25」(～2月9日)。北海道大演習場にて実施。
- 2月3日 日米豪共同訓練「コープ・ノース25」(～21日)。 Guam島および周辺空域にて実施。
- 2月4日 東京都港区と港区議会、赤坂プレスセンターの米軍ヘリポート基地撤去などを防衛省と東京都に要請。
- 2月5日 海自と米豪比海軍、南シナ海で共同訓練。
- 2月7日 石破首相、トランプ米大統領と初会談(ワシントン)。米大統領は日本防衛を確約。
- 2月7日 海自、パキスタン海軍主催多国間共同訓練(アマン2025)に参加(～11日)。
- 2月9日 海自と米海軍、南シナ海で共同訓練(～10日)。
- 2月10日 海自と米仏海軍の共同訓練「パシフィック・ステラー」(～18日)。フィリピン東方海空域で実施。海自護衛艦「かが」と米仏空母等が参加。
- 2月19日 日米共同訓練「アイアン・フィスト」(～3月7日)。沖縄県、鹿児島県、熊本県、長崎県で実施。
- 2月20日 石破首相、憲法改正は自衛隊明記と緊急事態対応を優先するとの考えを示す。
- 2月24日 中国軍のY-9情報収集機1機とY-9哨戒機1機が、沖縄島と宮古島の間を通過。自衛隊機が緊急発進。
- 2月24日 陸自と印陸軍の共同訓練「ダルマ・ガーディアン24」(～3月7日)。東富士演習場等で実施。
- 2月27日 米海兵隊、大分県の陸上自衛隊日出生台演習場で実弾射撃訓練(～3月9日)。
- 3月1日 海自護衛艦、2月上旬に2回目の台湾海峡通過と報じられる。
- 3月3日 日本経済新聞社が世論調査。憲法改正に賛成68%、反対28%。
- 3月5日 米海兵隊、FA-18戦闘機に代わりF-35Bステルス戦闘機を岩国基

地などに新たに配備と発表。

- 3月6日 トランプ米大統領、日本が米国を守る必要がない日米安保条約は不公平と主張。
- 3月11日 初代統合作戦司令官に南雲憲一郎統合幕僚副長を任命。
- 3月11日 海自護衛艦「のしる」、豪パースに寄港(～15日)。

## 【沖縄】

- 1月16日 伊江島でオスプレイが物資の投下訓練中に物資が海に落下する事故が発生。伊江村は訓練中止を要請。
- 1月22日 米兵の性暴力事件を受け那覇市で女性団体が抗議集会。
- 1月28日 米軍嘉手納基地でパラシュート降下訓練を強行実施。
- 1月29日 沖縄防衛局、辺野古新基地埋立てで軟弱地盤へ砂杭を打ち込む作業を開始。
- 2月4日 沖縄県の「汚染源調査に係る専門家会議」、PFAS汚染源の一つとして普天間飛行場があると結論。
- 2月6日 米兵性暴力事件の抗議集会実の代表ら、防衛政務官に謝罪や補償をするよう要請書を手交。
- 2月6日 那覇空港の滑走路近くで不発弾が見つかり、自衛隊が処理。
- 2月12日 嘉手納町議会、パラシュート降下訓練に厳重抗議する決議文を全会一致で採択。
- 2月18日 北部訓練場跡地の米軍廃棄物の回収作業が2025年度も続くことが判明。原状回復は全く見通せず。
- 2月21日 福岡高裁那覇支部、第3次普天間基地爆音訴訟で総額22億円の賠償を命ずる判決を下す。
- 2月22日 「戦争止めよう！沖縄・西日本ネットワーク」結成集会が鹿児島市で開催。
- 2月26日 石垣港に米揚陸艦入港し、新石垣空港には米軍機が飛来。異例の同時使用に市民も抗議。
- 2月28日 沖縄県、「特定利用空港・港湾」への宮古空港、新石垣空港、中城湾港の追加指定をめぐる、意思を示せる状況にないことを表明。
- 3月3日 米海兵隊、「第12沿岸戦闘団」が沖縄県に駐留する「第12海兵沿岸連帯」の傘下に合流したと発表。

## 今号の略語

- BAS=原子力科学者会報
- EU=欧州連合
- IAEA=国際原子力機関
- ICBM=大陸間弾道ミサイル
- JCPOA=共同包括的行動計画
- MSMT=多国間制裁監視チーム
- NATO=北大西洋条約機構
- NPT=核不拡散条約
- PFAS=有機フッ素化合物
- SIPRI=ストックホルム国際平和研究所
- START=戦略兵器削減条約
- TPNW=核兵器禁止条約
- 安保理=国連安全保障理事会
- 被団協=日本原水爆被害者団体協議会

**【朝鮮半島】**

- 1月20日 トランプ米大統領、就任式後の会見で金正恩総書記について「彼とはとても関係がよかった。核保有国だとうまくやれた」と発言。
- 1月21日 米韓空中合同訓練「サンメ」(~24日)。
- 1月25日 北朝鮮、戦略巡航誘導ミサイルの発射実験。
- 2月2日 北朝鮮外務省、ルピオ米新国務長官が北朝鮮を「ならず者国家」と呼んだことを受けて、「米国の対北朝鮮敵視政策を再確認」と述べる。
- 2月8日 金正恩総書記、軍事面で米国に対抗するために2025年を「訓練の年」とすると宣言。
- 2月10日 米ロサンゼルス級原潜「アレキサンドリア」が釜山に初寄港。
- 2月11日 北朝鮮国防省、米原潜の釜山寄港を非難。
- 2月15日 日米韓外相会談(ミュンヘン)、「北朝鮮の完全な非核化」などを盛り込んだ共同声明を発表。
- 2月18日 北朝鮮外務省、米国の「敵対的脅威が存在する限り」、非核化は「不可能で非現実的」と述べる。
- 2月19日 「多国間制裁監視チーム」(MSMT)運営委員会第1回会合。
- 2月20日 米韓合同空中訓練。米軍の戦略爆撃機B-1Bなどが参加。
- 2月20日 日米共同空中訓練。米軍のF-16、自衛隊のF-35A等が参加。
- 2月24日 北朝鮮外務省、MSMTの会合を非難。制裁解除はかなり前から関心事ではないと述べる。
- 2月26日 北朝鮮、黄海で戦略巡航ミサイルの発射実験。
- 3月2日 米国の原子力空母カール・ビンソンが釜山入港。
- 3月3日 金与正朝鮮労働党副部長、カール・ビンソンの韓国入港を非難。
- 3月6日 米韓合同軍事訓練中の韓国の戦闘機が京畿道抱川(キョンギドボチョン)の民家を誤爆。
- 3月10日 米韓合同軍事演習「フリーダム・シールド2025」(~20日)。
- 3月10日 北朝鮮、弾道ミサイル数発を黄海に向けて発射。
- 3月15日 G7外相会合(カナダ・シャルルボワ)、共同声明で北朝鮮に核兵器

放棄などを要求。

- 3月15日 訪朝のロシアのルデンコ外務次官、北朝鮮の崔善姫(チェ・ソンヒ)外相らと会談。

**【中東・イラン】**

- 1月17日 イラン大統領と露大統領、包括的パートナーシップ協定に署名(モスクワ)。
- 1月19日 停戦合意発効。ハマースは人質3人を解放し、イスラエルはパレスチナ人90人を釈放(本号参照)。
- 1月22日 イエメンのフーシ派政府、ガザ停戦合意を受け、拿捕していた日本郵船の船舶の乗組員25人を解放。
- 1月25日 イスラエルとハマース、2回目の人質身柄交換。1月30日、2月1日、8日、15日、20日にも実施。
- 2月4日 米トランプ大統領、ガザ住民が別の土地に再定住した後に米国が同地区を掌握し、開発する計画を提案。
- 2月21日 イスラエル、パレスチナ西岸地区ジェニンで大規模攻撃開始。
- 2月26日 IAEA、イランが濃縮度60%のウランの生産を加速させ、貯蔵量が270キロ以上に増加したとする四半期報告書を作成。
- 3月2日 イスラエル、ガザ地区への援助物資搬入を停止。
- 3月3日 IAEA理事会(~7日)。グロッシ事務局長、イランの高濃縮ウラン生産加速に深刻な懸念を表明。
- 3月4日 エジプト、特別アラブサミットを開催。パレスチナ国家樹立を核に据えた包括的復興計画を発表(本号参照)。
- 3月7日 米大統領、イランに新たな核交渉を呼びかける書簡送付と発言。
- 3月10日 イラン、同国のチャーバハール港で、中露と合同海軍演習実施。
- 3月14日 イランと中露、イラン核開発問題等をめぐり外務次官級協議(北京)。制裁解除を求める共同声明。
- 3月15日 米軍、イエメンのフーシ派政府の拠点を空爆、53人を殺害。

**【原発】**

- 1月16日 IAEA、世界の原発建設が加速しているとする報告書を発表。
- 1月24日 英政府、英国所有分の民生

用プルトニウムの地中処分を発表。

- 2月4日 東海第二原発、中央制御室の制御盤から火や煙が出る火災発生。すぐに消化。前年度にも火災5件。
- 2月4日 IAEAグロッシ事務局長、ウクライナ訪問し、ロシアが占拠するザポロジエ原発の状況を調査。
- 2月18日 IAEA事務局長、福島第1原発や柏崎刈羽原発を視察(~20日)。
- 2月20日 「原発に反対する上関町民の会」など、上関町使用済み核燃料中間貯蔵施設環境影響評価の実施および計画の撤回を中電に申し入れ。
- 2月21日 鹿児島地裁、川内原発1、2号機の運転差し止め訴訟で原告の訴えを退ける判決。
- 2月27日 東電、柏崎刈羽原発7号機のテロ対策施設の完成時期が2029年8月に延期と発表。
- 3月5日 広島地裁、四国電の伊方原発3号機の運転差し止め訴訟判決で、住民側の訴えを退ける。
- 3月8日 福島第一原発2号機で、貫通部にたまった堆積物からも燃料デブリ成分が検出されたと発表。
- 3月14日 名古屋地裁、関電高浜・美浜原発の運転延長取り消し訴訟で、住民敗訴の判決。
- 3月12日 ゲーグル、アマゾン、メタなど加盟の世界原子力協会、2050年までに世界の原発発電容量を3倍にする誓約に署名。

**【その他】**

- 1月21日 トランプ米大統領が就任。
- 2月23日 ドイツ総選挙。最大野党のキリスト教民主・社会同盟(CDU・CSU)が第1党。
- 2月25日 中谷防衛相、黒海で実施された多国間共同演習「シーブリーズ」(2024年9月9日~20日)に海自隊員10人ほどを派遣したと発表。
- 3月21日 台湾行政院の政務顧問に統合幕僚長を務めた岩崎茂が任命されたことが明らかに。
- 3月21日 防衛省、イスラエルとレバノンからの邦人退避に備えて発出していた自衛隊の輸送任務終了を発表。

**編集後記**

3月24日、神戸港に米掃海艦「ウォリアー」が「非核証明書」を提出せずに入港した。神戸市は日本の外務省などの見解をもって核兵器不搭載とみなしたという。「非核神戸方式」が成立50年目の節目でついに破られてしまったことになる。梅林氏のエッセーで書かれている地域的・国際的な反核運動の蓄積が切り崩される重大な後退局面といえる。

清末氏の講義録は「法の支配」に対する共通理解が急速に失われつつある日本と世界の現状への警鐘ともいえる。他方、足立氏の寄稿論文にあるように、日本の戦後民主主義は、日米同盟とセット化されたことで根本的な不徹底さを最初から抱え続けてきた。木元氏の報告が明らかにする巨額防衛予算の不条理は、そうした構造的矛盾が行き着いた末期症状

と言える。既成秩序の自己崩壊的傾向は、ガザ虐殺をめぐる国際社会の無為無策、トランプ政権の迷走にも顕著に示されている。この状況への効果的な介入のあり方を市民社会は必死で模索している。徳田氏の論考で述べられるジェンダー・交差性の視点は、グローバルな構造転換を核戦争に終着させないための新しい連帯の方向性を示唆している。(役重)

## 『ピース・アルマナック2024』

B5判、260ページ、2024年6月30日刊行  
編著：ピース・アルマナック刊行委員会  
監修：梅林宏道  
出版社：緑風出版  
定価2900円（送料別）



### ハイライターガザ危機

★パレスチナ年表／被害統計／ハマスとイスラエルの10・7声明／国連緊急決議／ジェノサイド提訴／中東研究者の停戦アピール

★巻頭エッセイ 清末愛砂：求められる憲法24条からの学びと実行パレスチナを視野に

### ★注目資料

核禁条約締結国会議政治宣言／米米臨界核実験全リスト／国連・平和のための新アジェンダ／ロシア新START履行停止宣言／米韓・日米韓軍事演習リスト／キャンプ・デービッド首脳声明／プーチンへのICC逮捕状

★2023年解題：中村桂子／渡辺洋介／前川大／役重善洋／榎本珠良／河合公明／木元茂夫

## ●ピースデポ入会の案内

会員、賛助会員、年間購読者には、『脱軍備・平和レポート』（年6回）と『ピースデポ会報』（年2回）に加え、資料年鑑『ピース・アルマナック』をお届けします。

詳細や入会の申し込みはピースデポHP（右QRコード）をご覧ください。



## ●お知らせ

旧年版「ピース・アルマナック」の有用資料がHPで読めます！

たとえばトランプ政権の「核態勢見直し」文書、毎年の国連総会の日本決議など、過去に発行された「ピース・アルマナック」のデータ、演説、声明などのうち、重要なもので、かつ最新の「ピース・アルマナック」に掲載されなくなったものをピースデポのホームページ（HP）で公開しました。ご覧になりたい方は、HPの「定期刊行物＞ピース・アルマナック＞ピース・アルマナックバックナンバー」をクリックし、ご覧になりたい文書をお探しください。

## ●遺贈寄付の受付について

遺贈による寄付によって、あなたの核兵器の廃絶を求める意思をピースデポの活動に託しませんか？

どうすれば、思いを形にできるか等のご相談に応じます。Eメールまたは電話でピースデポ事務所までご連絡ください。

## ●寄付のお願い

私たちの調査・研究活動は、平和・軍縮問題に関心を持つ、一人一人の市民によって支えられています。皆さまのご支援をお願いします。

北東アジア非核兵器地帯へ：朝鮮半島非核化合意の公正な履行に関する市民の監視活動



**非核化合意履行・監視プロジェクト**  
Citizens' Watch for a Fair Implementation of Korean Peninsula Denuclearization Agreements

最新号「監視報告 No.37」  
(2024年7月19日)  
NPTと北朝鮮：日韓両政府は、条約会議を非難ではなく問題解決の場として活用すべきである

右のQRコードまたは下記リンクよりご覧ください。  
<https://nonukes-northeast-asia-peacedepot.blogspot.com/>  
メルマガ無料送付希望の方 office@peacedepot.org まで



## 『脱軍備・平和レポート』第32号

発行日 2025年4月1日

発行元 NPO法人ピースデポ

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町1020-5 第4西山ビル304号室

TEL 045-633-1796 FAX 045-633-1797

Eメール office@peacedepot.org

ホームページ <http://www.peacedepot.org>

### 【郵便振替口座】

口座番号 00250-1-41182

口座名称 特定非営利活動法人ピースデポ

### 【銀行口座】

横浜銀行 日吉支店

普通 1561710 トクヒ)ピースデポ

## 編集委員

木元茂夫、役重善洋（編集長）、湯浅一郎、渡辺洋介

次の方々が本号の発行および前号の発送に参加・協力しました。

ありがとうございました！

朝倉真知子、足立修一、梅林宏道、うろこ、清末愛砂、清水春乃、須賀祥枝、砂田正子、高原孝生、鈴木達治郎、徳田悠希、前川大、山口大輔、山田春音、山中悦子

※50音順

定価：300円

制作 NPO法人ピースデポ

印刷 (株)野崎印刷紙器